○伊賀市の後援等に係る事務取扱要綱

平成19年３月30日告示第75号

改正

平成28年４月１日告示第91号

令和３年４月１日告示第87号

伊賀市の後援等に係る事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、各種団体等が行う事業について、伊賀市（以下「市」という。）が後援、協賛、共催等（以下「後援等」という。）を行い、市名の使用を許可する場合の基準、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（後援等の対象）

第２条　市は、市民の福祉及び文化の向上、地域振興等に寄与すると認められる事業等に対し後援等を行うものとする。ただし、次に掲げるものについては、後援等を行わないものとする。

(１)　市の基本的な行政方針に合致しないと認められるもの

(２)　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(３)　営利を目的とするもの（ただし、入場料等を徴収するものであって、その料金が事業の目的、内容等から判断して適正な額であることが認められるものは除く。）

(４)　金品の寄与若しくは援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断してこれらを強要していると参加者に誤解を与えるおそれのあるもの

(５)　宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動に該当するもの

(６)　事業等の実施に当たり、運営上の問題があるもの

(７)　暴力団との関係があるもの又はそのおそれのあるもの

(８)　専ら当該団体の構成員の親睦のために行われるもの

(９)　過去に後援等を承諾した事業のうち、承諾に当たり付けた条件を履行しなかったもの

(10)　前各号に掲げるもののほか、後援等を行うことが適当でないと認められるもの

（主催者）

第３条　市が後援等を行う場合の行事等の主催者は、次に掲げるものでなければならない。

(１)　国、地方公共団体又はこれに準ずる公共団体

(２)　公益法人及びこれに準ずる団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（ただし、宗教法人、宗教団体及び政治団体は除く。）

(３)　市民の福祉及び文化の向上、地域振興等に寄与すると認められる活動を継続的に行っている団体

(４)　国又は地方公共団体の構成員たる実施委員会等

(５)　市民の福祉及び文化の向上、地域振興等を目的とする行事等を市が開催することに伴い、その開催の趣旨に賛同した者により構成された団体であって、当該事業等の開催以外の活動を行わないもの

(６)　前各号に掲げる団体のほか、市長が適当と認める団体等

（賞品の交付）

第４条　市が後援等を行う事業であって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できる事業又は市長が特に認めた事業については、賞品を交付することができる。

（申請）

第５条　市の後援等の使用の承認を受けようとするものは、後援願等申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、必要に応じて事業の内容に関る資料の提出を求めることができる。

（承認等の通知）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審議の上、後援等が適当と認めるものについては後援等承認通知書（様式第２号）、後援等が不適当と認められるものについては後援等不承認通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（事業内容の変更）

第７条　申請人は、承認事業について、その内容を変更しようとするときは、事業内容変更届（様式第４号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（報告）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、後援等を承認した事業等の実施状況その他必要な事項について、申請人に報告を求めることができる。

（取消等）

第９条　市長は、後援等を承認した場合において、当該事業等の内容、実施状況等が申請内容と異なり、又は承認の条件に違反することが判明した場合は、申請人に対し、是正の措置を求め、又は後援等の承認を取り消すことができる。